

令和4年9月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年9月20日(火) 午前8時54分～9時33分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	6 番	木下 得代
7 番	山本 茂	8 番	大原 眞路(会長職務代理)
9 番	中村 康男(会長)	10 番	宮本 賢一
11 番	吉田 宏明	12 番	喜田 清己
13 番	吉田 昌治	14 番	川田 一博
15 番	原 武信	16 番	竹内 博文
17 番	三木 洋一	18 番	石井 淑雄

欠席委員

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	2 件	田 畑	584	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	1 件	田 畑	260	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	9 件	田 畑	10,301 1,499	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	6.61	m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	16 件	田 畑	28,693 5,242	m ² m ²
第 8 号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議			1 件	
報告第 1 号	合意解約	5 件	田 畑	11,309 680	m ² m ²

令和4年9月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻より少し早いですが、只今より9月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計30件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 18名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を13番 吉田委員さんと14番 川田委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、 15番 原委員さん、16番 竹内委員さん、2番 山下委員さんと私で、9月16日（金）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件についてご説明いたします。

1番と2番は申請者が同じため、まとめてご説明いたします。

1番、・・・、面積 430㎡【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 154㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はオリーブで、販売を目的としています。

本日の案件2件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

1番の所有者は住所が大阪ですが、相続で取得されたのですか。

事務局長補佐

相続による取得であります。

（委員による審議）

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件につき

まして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第２号議案「農地法第４条許可申請」１件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第２号議案「農地法第４条許可申請」についてご説明いたします。

１番、・・・、面積 60 ㎡ 外 1 筆 合計 260 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 貸住宅

申請理由 申請人の両親が居住していた建物が空き家となり、遠方に住んでおり管理が困難な申請人は、貸住宅として賃貸収入を得ようと計画したところ、申請地の地目が農地のままであることが判明したため、今回の転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第１種住居地域と定められている第３種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第２号議案「農地法第４条許可申請」１件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第２号議案「農地法第４条許可申請」１件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第３号議案「農地法第５条許可申請」９件を議題に供します。

なお、第３号議案の２番については現地調査を実施しておりますので、１５番 原委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

原委員

それでは、第３号議案「農地法第５条許可申請」２番の現地調査報告をさせていただきます。

２番、・・・、面積 895 ㎡ 外 5 筆 合計 4,880 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、申請地周辺で、病院、診療所、介護老人保健施設等を運営しています。近年、認知症やストレスによる心の病などの治療ニーズが高まり、精神科病棟の患者が増加の一方となっているため、病院の増改築工事を計画しました。申請地には、精神障害者支援施設２棟、就労支援施設１棟、外来者用の駐車場、心と体のリハビリを目的としたレクリエーションスペース、そして全国的にも珍しい馬のポニ

ーを使ったアニマルセラピーを行う計画です。

申請地は、現在の病院に隣接しており、患者の安全も確保しやすいことから、土地所有者と交渉したところ、所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

申請地の一部は、今年7月の定例会にて現在の病院増改築工事の建設残土置場として、審議されて、一時転用許可を受けておりますが、今回の申請は、一時転用後も許可が継続し無断転用とならないよう永久転用が申請されております。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま原委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

2番につきましては、先ほどの原委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 13 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 敷地拡張

申請理由 申請地は、譲受人が所有する宅地に隣接しています。昭和52年に住宅を増築した際より、宅地の一部として使用してきましたが農地法の手続きを怠っていたため、無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種低層住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

3番、・・・、面積 186 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は現在アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたため住宅建築を計画しました。申請地は、実家の近隣であり土地所有者と交渉したところ、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

4 番、・・・、面積 436 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、神社の代表役員をしております。現在、お祭りの際の神職や巫女が待機する場所が無いため、社務所の建築を計画しました。申請地は、境内地に隣接しており既に一部に石碑等を置いたりしているため、無断転用の解消および利用者にも便利な位置であるため選定しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

5 番、・・・、面積 499 m² 外 2 筆 合計 877 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、電気の制御盤、配電盤の設計、加工、販売を行っています。現在は、琴平方面で事業を展開しておりますが、事業拡大により中讃エリアで営業所を計画したところ、申請地は、国道 11 号線にもアクセスしやすいことから、土地所有者と交渉したところ話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

6 番 7 番は、申請者が同じで転用目的も同じのため、まとめて説明します。

6 番、・・・、面積 1464 m²【議案読み上げ】

7 番、・・・、面積 738 m² 外 1 筆 合計 1096 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、新たな再生エネルギー発電用地を探していたところ、高齢となり管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価

格買取制度（FIT 制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者へ直接売電する方法です。そのため、経済産業省の小売り電気事業者登録および四国電力の系統連係が確認できる書類の提出があります。

8 番 9 番は、申請者が同じで転用目的も同じのため、まとめて説明します。

8 番、・・・、面積 1282 m²【議案読み上げ】

9 番、・・・、面積 1566 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、新たな再生エネルギー発電用地を探していたところ、所有者は農地を相続したものの仕事が忙しく管理に困っていたため、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT 制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者へ直接売電する方法です。そのため、経済産業省の小売り電気事業者登録および四国電力の系統連係が確認できる書類の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」9 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 2 番の精神障害者支援施設の面積は 2 棟合わせての面積ですか。

事務局長補佐 2 棟合わせて 186.2 m²ということになります。

梶野委員 土地の面積に対して施設の面積が小さいと思うのですが。

事務局長補佐 駐車場として 4 7 台分のスペースとリハビリのためのスペースがあります。アニマルセラピーとしてポニーの体験施設を用意するため広い場所があります。

（委員による審議）

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」9 件につきまして原案どおり承認することとします。

このうち 2 番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m²以上ということで、9 月 2 8 日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、16番 竹内委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

竹内委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。
1番、・・・、面積 6.61 m² 【議案読み上げ】
申請理由 平成21年頃より、農道として利用しているためです。
以上です。

会長職務代理 ありがとうございました。
 ただいま竹内委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記 「非農地証明願」1件につきましては、先ほどの竹内委員のご説明通りとなります。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

 (委員による審議)
各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
 続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」16件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」16件についてご説明いたします。
 今月は新規に農地の貸借をする案件が3件、更新が8件、再設定が5件で、そのうち農地機構を通じた貸借が14件となっております。
 以上、農用地利用集積計画書16件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
 以上、よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」16件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

 (委員による審議)
各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」16件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が 1 件出ております。

第 8 号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長

本件は農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が 1 件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。

計画変更の概要を 10 ページに記載しており、11 ページから 13 ページまでが総括表等の資料となっております。

(議案に基づき説明)

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第 8 号議案「農業振興地域整備計画変更の事前協議」についてなにかご意見・ご質問はございませんか。

《質疑応答》

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 8 号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」5 件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」5 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 974 m²【議案読み上げ】

備考 永小作権の解消

2 番、・・・、面積 1,566 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 賃借権の解消

3 番、・・・、面積 1,510 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

4 番、・・・、面積 895 m² 外 1 筆 計 1949 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 賃借権の解消

5 番、・・・、面積 838 m² 外 8 筆 計 5,990 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員 2番は転用での売買ですが、他の売買目的は農地のままでの売買ということでしょうか。

事務局書記 農地での売買の可能性もありますが、はっきりとはしておりません。

梶野委員 5番の耕作者変更は誰が今後耕作をするのでしょうか。

事務局書記 申し訳ございません。来月の定例会までに調べておきます。

各委員 (委員による確認)
【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして 9月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時33分終了